

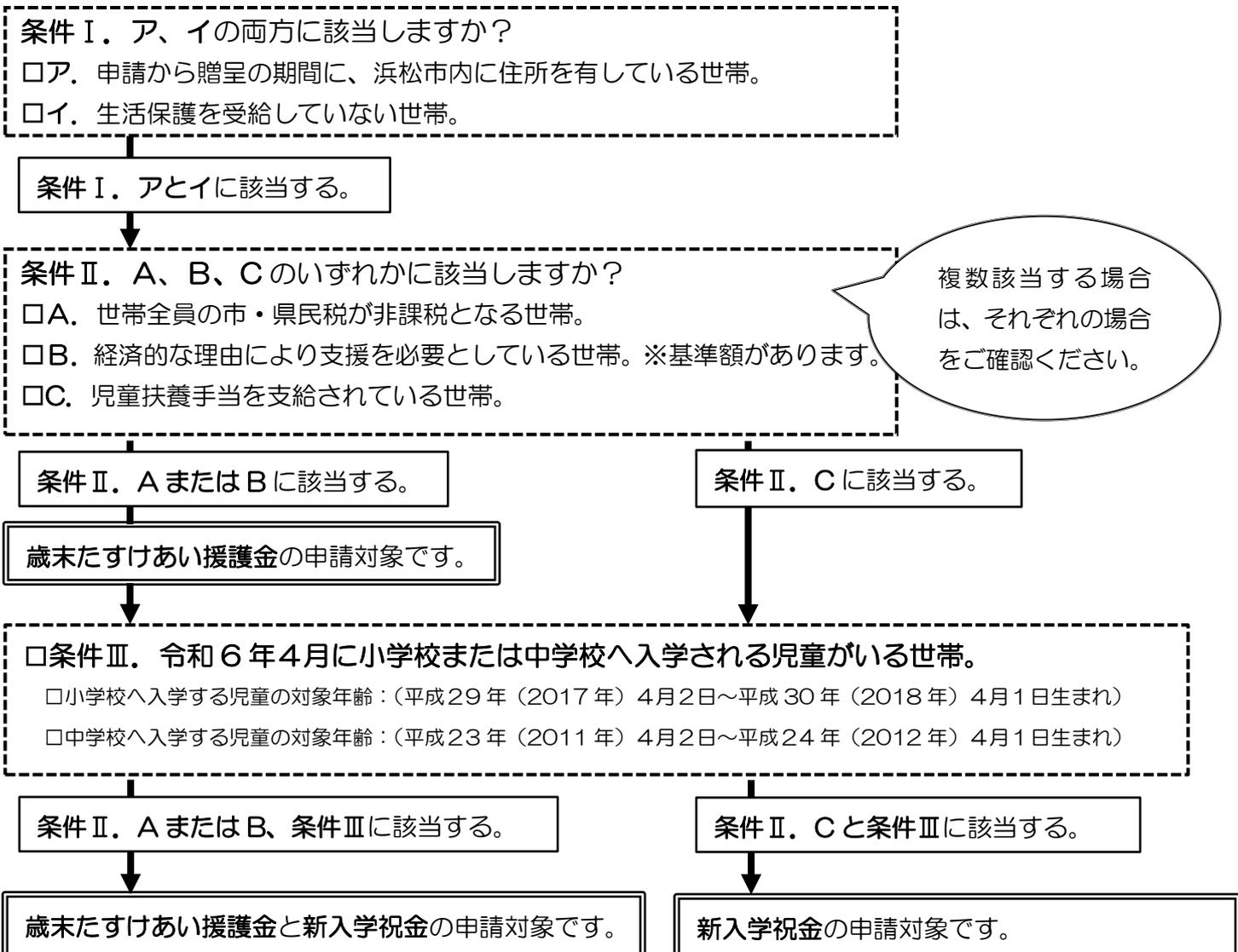
# 令和5年度「歳末たすけあい援護金」および「新入学祝金」の申請について

生活に困窮して支援を必要とされる以下の条件に該当する世帯（生活保護世帯を除く）に「歳末たすけあい援護金」、令和6年4月に小学校・中学校へ入学をされる児童がいる方で、以下の条件に該当する世帯に「新入学祝金」を贈呈いたします。

財源は、共同募金運動の一環として毎年12月1日から行われる「歳末たすけあい募金」とし、多くの地域住民の方からのあたたかい善意により運営されています。

## 1. 申請の対象となる世帯

以下の図に従い、対象となるかをご確認ください。※該当しない項目がある場合は、対象外です。



## <注意事項>

- ・「世帯」とは、血縁関係に関わらず同一住所・敷地内に住む全員を指します。住民票上世帯分離がされていても同一住所・敷地内に住んでいる場合は同一世帯とします。
- ・施設入所や入院等で生活拠点が移り、贈呈時にご自宅以外の住所となった場合は対象外です。
- ・生活保護受給の有無については、浜松市に照会します。

2. 条件Ⅱ、「B. 経済的な理由により支援を必要としている世帯」の基準額について

- ・年間総支給額が基準額以下の世帯が対象です。(生活保護基準額を参考に設定)

家族の人数	基準額	家族の人数	基準額
1人(単身世帯)	1,440,000円(月額120,000円)	6人	4,200,000円(月額350,000円)
2人	2,076,000円(月額173,000円)	7人	4,752,000円(月額396,000円)
3人	2,664,000円(月額222,000円)	8人	5,244,000円(月額437,000円)
4人	3,180,000円(月額265,000円)	9人	5,724,000円(月額477,000円)
5人	3,660,000円(月額305,000円)	10人	6,216,000円(月額518,000円)

<注意事項>

- ・不動産収入や家族等からの援助がある場合は対象外です。
- ・借金(ローン等を含む)による生活困窮の場合は対象外です。

3. 申請書類及び添付書類について

(ア)～(ウ)をご確認の上、必要書類をすべて整えた上、ご提出ください。

(ア) 条件Ⅱ、「A. 世帯全員の市・県民税が非課税となる世帯」で 「歳末たすけあい援護金」の対象世帯の方	
<input type="checkbox"/>	①「令和5年度 歳末たすけあい援護金・新入学祝金申請書」
<input type="checkbox"/>	② 世帯全員の非課税であることを証明する書類(以下のaまたはbのいずれかひとつ) <input type="checkbox"/> a. 市民税・県民税(非)課税証明書の写し ※相当年度: 令和5年度(令和4年分) ※非課税の方は、「市民税・県民税非課税証明書」と出力されます。 <input type="checkbox"/> b. 令和5年度特別徴収通知書(介護保険料)の写し
<b>※「新入学祝金」も対象となる場合は、以下の③の書類もご提出ください。</b>	
<input type="checkbox"/>	③ 新入学児童の生年月日が分かる公的機関の証明(保険証・医療費受給者証など)の写し

(イ) 条件Ⅱ、「B. 経済的な理由により支援を必要としている世帯」で 「歳末たすけあい援護金」の対象世帯の方	
<input type="checkbox"/>	①「令和5年度 歳末たすけあい援護金・新入学祝金申請書」
<input type="checkbox"/>	② 世帯全員が経済的な理由により支援を必要としていることを証明する書類(以下のa～cのいずれか) <input type="checkbox"/> a. 世帯全員の直近3カ月(7、8、9月)の収入が分かる書類(給与証明等)の写し <input type="checkbox"/> b. (直近で離職された場合)「離職票」や「雇用保険受給者資格証」の写し <input type="checkbox"/> c. (収入が年金のみの場合)世帯全員の「年金振込通知書」の写し
<b>※「新入学祝金」も対象となる場合は、以下の③の書類もご提出ください。</b>	
<input type="checkbox"/>	③ 新入学児童の生年月日が分かる公的機関の証明(保険証・医療費受給者証など)の写し

(ウ) 条件Ⅱ、「C. 児童扶養手当を支給されている世帯」で「新入学祝金」の対象世帯の方	
<input type="checkbox"/>	①「令和5年度 歳末たすけあい援護金・新入学祝金申請書」
<input type="checkbox"/>	② 新入学児童の生年月日が分かる公的機関の証明(保険証・医療費受給者証など)の写し
<input type="checkbox"/>	③ 児童扶養手当証書 の写し

## <申請書類の提出にあたっての注意事項>

### ・「令和5年度 歳末たすけあい援護金・新入学祝金申請書」について

※ 申請者氏名（世帯主）は、自署にて記入ください。申請者が身体的な理由等により、申請書への記入が困難な場合には、本人の同意があれば代筆者の自署にて申請ができます。

※ 審査に関わる事項のため、申請書の太枠内はもれなく記入ください。

※ 経済的な理由により支援を必要としている世帯は、収入状況や申請理由を具体的に記入ください。

※ 裏面のアンケートにもご協力をお願いします。

### ・添付書類について

※ 必要に応じて住民票等の書類等、追加の書類を求める場合があります。

※ 中学生以下の方は、添付書類は不要です。

※ 扶養範囲内の学生（高校生、大学生、専門学生等）は、添付書類として学生証の写しを提出ください。

※ 収入が複数ある場合（年金収入と給与収入等）は、それぞれの収入が分かる添付書類を提出ください。

## 4. 申請方法などについて

### (1) 申請書類の入手方法

#### ① 浜松市社会福祉協議会ホームページ (<https://hamamatsu-syakyou.jp/>)

・申請書類のポルトガル語版、英語版、ベトナム語版についてもホームページにて、入手できます。

#### ② お近くの浜松市社会福祉協議会 地区センターまたは事務所窓口

#### ③ お住まいの担当地域の民生委員・児童委員



### (2) 贈呈金額：歳末たすけあい援護金（一世帯）上限 20,000 円

新入学祝金（児童一人につき） 上限 10,000 円

※募金額と贈呈対象世帯数等により変更となる場合があります。

### (3) 申請書類の受付期間：令和5年10月2日（月）～ 令和5年10月31日（火）

午前8時30分～午後5時15分（土日祝除く）

・申請書類に関わる内容について、浜松市社会福祉協議会から担当地域の民生委員・児童委員や浜松市役所に照会をする場合があります。また、必要に応じて、担当者よりご連絡する場合があります。

・添付書類に不備がある場合や、受付期間を過ぎたものは受付できません。

・申請にかかわる書類はお返しできません。

### (4) 申請書の提出先：当資料下部「◆お問い合わせ・連絡先」に記載の浜松市社会福祉協議会地区センターまたは事務所にご持参ください。ご持参が難しい場合は、封書にてご郵送ください。

※郵送の場合は、お住まいの区の浜松市社会福祉協議会地区センターまたは事務所宛にお願いします。（令和5年10月31日、当日消印有効）

※住所や宛先等、間違いのないように記載ください。（例：中区・南区にお住まいの場合⇒〒432-8035 中区成子町140-8 福祉交流センター1階 浜松市社会福祉協議会 浜松地区センター宛）

※郵送上のトラブルに関しての責任は負いかねます。郵便追跡サービスをご利用いただくか、申請書が届いたかどうか、送付先に電話にて確認をお願いします。

5. 申請書類提出後の流れについて

(1) 申請内容の変更について：申請後に住所や世帯状況などの変更が生じた場合は、すみやかに浜松市社会福祉協議会地区センターまたは事務所までご連絡ください。贈呈に支障が生じる場合があります。※世帯状況が変更になった場合は、対象外となる場合があります。

(2) 審査・贈呈方法：

- ・贈呈については浜松市社会福祉協議会が審査を行い決定します。
- ・審査により贈呈が決定した世帯には、12月中旬以降に担当地域の民生委員・児童委員を通じて贈呈します。※お近くの浜松市社会福祉協議会地区センターおよび事務所あてに提出いただいた場合も民生委員・児童委員を通じて贈呈します。
- ・対象外となった世帯には、12月初旬以降に郵送にてお知らせします。

◆実施主体：社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会

(協力：浜松市民生委員児童委員協議会、後援：浜松市)

◆お問い合わせ・提出先（午前8時30分から午後5時15分（土日祝除く））

担当の区	地区センターおよび事務所		電話番号
中区・南区	浜松地区センター	〒432-8035 中区成子町 140-8 福祉交流センター1階	053-453-0553
東区	東区事務所	〒435-8686 東区流通元町 20-3 東区役所1階	053-422-3737
西区	西地区センター	〒431-0292 西区舞阪町舞阪 2701-9 舞阪協働センター3階	053-596-1730
北区	北地区センター	〒431-1305 北区細江町気賀 4581 細江介護予防センター内	053-527-2941
	引佐事務所	〒431-2212 北区引佐町井伊谷 616-5 引佐協働センター内2階	053-542-3486
	三ヶ日事務所	〒431-1404 北区三ヶ日町宇志 803 三ヶ日総合福祉センター内	053-524-1514
浜北区	浜北地区センター	〒434-0031 浜北区小林 1272-1 ふれあい交流センター浜北内	053-586-4499
天竜区	天竜地区センター	〒431-3314 天竜区二俣町二俣 530-18 天竜保健福祉センター内	053-926-0322
	春野事務所	〒437-0604 天竜区春野町宮川 1330 春野福祉センター内	053-989-1261
	佐久間事務所	〒431-3908 天竜区佐久間町中部 18-11 佐久間協働センター内	053-965-0294
	水窪事務所	〒431-4101 天竜区水窪町奥領家 2980-1 水窪協働センター内	053-982-0046
	龍山事務所	〒431-3803 天竜区龍山町戸倉 711-2 龍山保健センターやすらぎ内	053-969-0082

地域支援課	中区成子町 140-8 福祉交流センター2階	053-453-0580
-------	------------------------	--------------